

第30回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）

1 実施日時

平成30年5月23日（水）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

① 地裁委員会委員

出席者	池田 聡介	（佐賀地方裁判所武雄支部長）
	岩木 宰	（佐賀地方裁判所長）
	奥野 博	（佐賀地方検察庁次席検事）
	北村 寛典	（学識経験者委員）
	戸上 孝弘	（学識経験者委員）
	団野 克己	（佐賀県弁護士会弁護士）
	鷺崎 ゆみ子	（学識経験者委員）

② 家裁委員会委員

出席者	岩木 宰	（佐賀家庭裁判所長）
	大隈 知彦	（学識経験者委員）
	桂木 正樹	（佐賀家庭裁判所判事）
	滝口 真	（学識経験者委員）
	多々良 たまえ	（学識経験者委員）
	牧瀬 稔子	（学識経験者委員）
	山下 忠佑	（佐賀地方検察庁三席検事）
	力久 尚子	（佐賀県弁護士会弁護士）

(2) 説明担当者

佐賀簡易裁判所 梅崎聖博裁判官

佐賀簡易裁判所 大塚日出雄庶務課長

佐賀家庭裁判所 小林知樹主任調査官

佐賀家庭裁判所 松尾浩司主任書記官

(3) 庶務

佐賀地方裁判所 田中幹彦

4 議事

(文中、□は委員長，○は学識経験者委員，●は法曹資格を有する委員，■は説明担当者等の発言)

前回意見に対する対応状況について

□ 協議に入る前に，前回の委員会で裁判所広報誌「司法の窓」の取扱いについてご提案がありましたので，その後の状況について説明いたします。

■ 県立図書館と市立図書館に「司法の窓」の現状の取扱い確認と排架の依頼を行いました。

県立図書館のこれまでの取扱いとしては，広報誌という理由から図書資料扱いとはならないため，書架には排架されていなかったようですが，一般の方の目には触れるよう一般的な広報のパンフレットやリーフレットと同じ取扱いで置かれているとのことでした。81号については，佐賀の裁判所の特集記事が掲載されており，佐賀の地域の紹介などもあったため郷土資料として登録され書架に置かれており，インターネットなどで検索が可能となっているようです。今般，裁判所からの要望を受けて取扱いを検討いただいているとのこと，その結果を連絡いただくことになっております。

次に，市立図書館の取扱いですが，県立図書館と同じように広報誌という理由から図書資料の扱いをしないため，基本的には蔵書として登録は行わず，広報用のパンフレットと同じ扱いとなっていました。来館者が手に取って閲覧できる雑誌コーナーに所蔵はされているものの，館内利用が前提のためインターネットを利用した市立図書館の図書検索では検索ができない状態とい

うことです。ただ、2冊だけは登録されているようで、インターネットで検索すると前回の地家裁委員会でお話しがあった2冊がヒットするようです。

- 冊子としての司法の窓というのは見やすくもありますし読みやすいのですが、冊子をたくさん配るといのはなかなか難しくなっています。最高裁のホームページには過去の分を含めてデータが掲載され、いつでも閲覧ができるということになっておりますので、一度ご覧頂ければと思います。

全体協議（テーマ「調停制度について」）

- (1) 裁判所における調停手続きの概略等について説明
- (2) 意見交換

- 調停制度についての意見交換の前提として民事調停あるいは家事調停というものがあるということをご存知であったかどうか、また、今回、具体的な説明をお聴きになった感想やご意見をいただきたいと思います。
- 言葉としては民事調停と家事調停があるということは知っていましたが、具体的な手続内容は知りませんでしたし、簡易迅速で費用も安いということも分かっておりませんでしたので、説明していただき大変よくわかりました。特に費用については、こんなに安くできるのかと驚いたところです。
- 協議離婚とか調停とかという名称は知っていたのですが、実際にどういう形で執り行われるかということ具体的に教えていただいて大変参考になりました。
- 調停というのは合意がなければ成立しないということですが、例えば、裁判であれば呼出状を受けて欠席だと不利になりますが、調停の場合、呼び出されても行かないときは、即、不成立ということになるのでしょうか。
- まず、申立人が出頭して相手方が欠席するというのはよくあります。そういう場合に調停委員会としてどうするかといいますと、やり方は複数あるのですが、一つの方法としては、相手方の電話番号が記録上分かっている場合には、調停委員あるいは書記官から電話を入れて「今日期日が入っています

けど、どうされますか。」と意向を確認すると「すみません。忘れていました。」という方もおられますし「なんで行かないかんのや。」という方もおられますが、その欠席の理由に応じて調停委員会で評議をし、進行を検討します。例えば、相手方が非常に憤っていてとても出頭の見込みがない場合、それから、申立前の交渉の段階からそのような感じで相手方は来ないと言っていましたということがわかっている場合など、色々な事情で期日を仮に続行しても、相手方が来ない可能性が高いと思われるときには不成立で終わることもあります。他方、もう一回行えば出頭の可能性があるというときは、期日を一度続行して、再度呼出しをするということで進行をしていくこともあります。

- 家事調停には家裁調査官が関与する場合がありますという説明をしたと思いますが、当事者が出頭しない場合に調停委員会で評議をして、書記官から行う通常の呼出し以外に、家裁調査官が当事者に出頭を促す出頭勧告という手続きをとることもあります。勧告にすぎませんので強制力は伴いませんが、家裁調査官が書面等で「こういうような状況だから出てきてはどうですか。」と勧告することで手続きが進む場合もあります。
- 家事調停の説明の中で、調停調書は確定判決と同一の効力があるという説明がありました。家事調停で離婚が成立した方が私のスタッフにも何人かいて、なかなか養育費を払ってもらえないという話を相談してくるということもあるものですから、この判決と同一の効力があるにもかかわらず養育費を払われないということに対して、家庭裁判所から何らかのアクションがあるのかないのかというのは常々思っておりました。
- 例えば、養育費を決まっている内容できちんと払ってくれないということがありますが、権利者、要するに払ってもらう側のほうから家庭裁判所に「払ってくれていない」と申し出をされると、履行勧告といって、主に家裁調査官からその義務者に対して、「きちんと支払ってください」と勧告する

手続きがあります。ただ、これは強制力を伴いませんので、それでも支払いがないということになれば、今度は地方裁判所において、強制執行という手続きをとるかどうかということを経済者が考えて手続きを踏んでいくという流れになっていきます。

□ 地方裁判所で執行の手続きをとる、そういう最後の場面まで行けるという効力がある。判決と同じ効力があるというのはそういう意味なんです。

■ 簡易裁判所の民事調停の場合、家庭裁判所の履行勧告という制度はありませんので、相手方が任意に支払わない場合には、強制執行手続きの申立てをしていただくしかありません。

○ 二点質問なんです、ビデオを見ていて調停委員の方というのは現実的にはかなり力量がいるんじゃないかなという印象をもちましたが、具体的にどのように選任されているのかということが一つと、もう一点、全国も佐賀県も民事調停の件数というのが平成20年ぐらいからガタッと減っています。これは何か制度的な変更によるものかということをお教えいただきたいと思っています。

● 調停委員は、一般国民から選ぶということになっています。選び方というのも、自ら立候補して来られる方もいらっしゃいますし、こちらから関係団体に依頼して、推薦されてこられる方もいらっしゃいます。そこで裁判所のほうで面接をしまして、いろいろお話を聞いた上で調停委員としての適性があるかどうかを判断し、選任するかどうかを判断していくということになります。

■ 家事調停の事件数は全国的に見ても右肩上がりという感じですが、民事調停の事件数は山型になっており、一番のピークは平成15年くらいです。大きな要因としては、民事調停の中に特定調停という事件類型があり、これはマスコミなどでも一時期サラ金の多重債務者問題が大きく取り上げられていたと思いますが、そういう多重債務者の方の債務整理が調停を使ってできる

というもので、その制度が平成12年からスタートしたことです。それまでも、債務弁済協定調停とあって、一括払いができないので分割払いをお願いしたいという調停の申立てはあり、そういうニーズがあったため、民事調停事件は平成12年以前も徐々に増えていっていたわけです。そして、平成12年から特定調停制度というものが正式に法律としてできまして、周知も図られて、全国的に大幅に件数が伸びたものです。

一定数の方々が特定調停制度を利用して解決し、件数としては順次減っていったところ、平成18年に、サラ金の債務者のほうが逆に債権者に代わるというような事態が発生しました。全国規模の司法書士事務所や弁護士事務所がコマーシャルなどしていますが、過払事件とあって、利息制限法以上の利息を払っていた債務者が払いすぎていたからそれを返すよう求めるものですが、それ以降、サラ金会社は加重な利息での貸し付けをしなくなり、特定調停の申し立てをしていたような債務者が発生することが減ってきた、こういうことが考えられます。大きくその二つの要因で山型になっているのではないかと思います。現時点は多重債務問題が発生する前にまた戻っているというふうに理解しています。

□ 数だけを見てもお分かりだと思いますが、民事調停というのは申立件数が減っておりますが、家事調停はどんどん使われており、今も使われている状態が続いているという状況です。そういう状況にある中で、一つはそういう紛争のさなかにある国民の方々が調停の制度をちゃんと知って、それに適する利用がされているのかどうかというのは非常に気になるところです。そういう意味では、広報の在り方も、特に民事調停を担当している簡易裁判所の場合はいろいろ考えて工夫もしているところですが、十分な効果が出ていないように感じています。そこで、広報に関してのアイデア、ご意見がある方はぜひ述べていただきたいと思います。

○ 家庭裁判所の離婚調停について二点おたずねしてもよろしいでしょうか。

まず、子供がいる場合の離婚の際、子供の健やかな成長のためにというのがありますが、この両方の意見を聞いてなるべく復縁をする方向に話をもっていられるのか、それともなるべくスムーズに離婚できるようにもっていられるのかというのが一点と、子供の心情を確認するといわれたと思いますが、だいたいいくつぐらいのお子さんまでに聞くのかということの二点を教えてください。

- 復縁か離婚かということですね。まず、離婚をどう思われているのか、これはそれぞれ意見があるわけですが、お互いがもう離婚は仕方がない離婚を望んでいるということであれば、そこをさらにこちらのほうで復縁してはどうですかという方向にもっていくことは、あまりしないのではないかと思います。ただ、お子さんのこともあって、話をしていくうちに気持ちが変われば、それはもちろん尊重するという事になってくると思います。

実際に復縁という話がどれくらいあるかということですが、私もまだ経験は多くないのですが、ほとんどないと感じています。どちらかは強く離婚を希望されていて一方が復縁を希望されていても、なかなかそれは難しいという印象を受けています。あり得るとすれば、しばらく冷却期間を置くという意味で、別居の形でしばらく様子を見るということになることが時々あるという感じです。

- 年齢に応じて、子供の意思の把握の仕方が異なってきます。小さければ小さいほど子供がそのままの意向として発することができるかという点では制約がございますので、だいたい5歳以上になってきますと、子供さんと直接面接をさせてもらって、少しお話をしながら、発言内容をそのままというよりは、家裁調査官がその背景事情とかそういったものも考慮して心情を評価していくということになります。10歳を超えてきますと、子供の意向、まさに発言している内容をとらえながら、子供の意向を分析していくという形になってきます。年齢に応じてそのとらえ方、把握の仕方は異なってくると

いうこととなります。

- 先ほど広報の話をさせていただきましたが、例えば、裁判所では、色々なパンフレットなどを作ったり、裁判所見学の機会をとらえ説明を加えさせていただいたり、調停室の見学などもしていただいています。また、逆に出向いて行って説明をするというようなことも企画するなどの工夫をしていますが、広報に関して、何かご意見等あればと思いますがいかがでしょうか。
- 広報については、専門というかよくわからないのですが、今回このことを通してそれぞれの手続きの理解が早まったり、また、これだけ短期間で費用もかなり安いとそして解決に導かれたことが判決と同じ効果があるということはかなり私の中にずっと入ってきましたので、こういうメリットがあるところを宣伝していただくとよろしいのではと思いました。

35年前にこちらで首席家裁調査官をしていた方が、私の職場の前の学科長でしたが、その方は合同面接法がかなり効果があるということを主張されていて著書も残されていますが、今回ビデオを拝見させていただき、合同面接というのは調停委員の力量がかなり問われているとか、状況によっては、より火に油を注ぐようなことになったりはしないのかと思いましたし、ケースバイケースなのかと思ったりもしました。関連して一つ思うことは、民事の場合、平均3、4か月で終結するとのことですが、その間、調停委員の方は、自分の役割や仕事がありながらもこれに忙殺されるわけですね、ちょうど数日前に裁判員制度は断る人が多いと記事が載っていましたが、調停委員の方もかなり忙殺されたり、自分の時間を奪われることが多いのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

- 調停委員の中には仕事をお持ちの方も多くいらっしゃいますが、やはり事件を担当した以上、最後まで解決に向けてやっていきたいというお気持ちを強くお持ちで、その中で仕事と調停を整理しながら都合がつくところなるべく早い段階で調停の期日を入れて、調停の回数を重ねているというところ

が現状でございます。時間についても家庭裁判所では、9時半から調停事件が始まりますが、時には、お昼時間帯を超えても熱心に当事者の話を傾聴されて解決に向けて頑張っておられますので、こちらも頭が下がる思いです。

- 民事調停事件数ですが、特に平成16年、17年でいきますと、1200件くらい減っております。これだけ数が違ってきますと調停委員の定員がどうなっているのかわからないのですが、任命するにあたり、その年の事件数を見切っていくのは大変じゃないかなというふうに思います。事件数の見込みと調停委員の数というのはどのような形でバランスよく調整されているのかということをお教えいただきたいと思っております。
- 全国的な問題ですので、昨年度の調停の動向、それからこれから先の予測を踏まえて全体としてどのくらいの見込みでどのくらいの数を増やせばいいのかというようなこと、あるいは、逆に減らせばいいのかということを検討して決めるということになりますが、事件数が一気に増えたり一気に減ったりするなど、人の問題ですので難しいところです。多重債務が問題になった時期にはとにかく忙しかったということになりますし、逆に言うと今は件数が少なくなってきていますので、余裕をもって仕事ができることになります。そのタイムラグというかギャップはどうしても出てきます。ただその中でそれぞれ組織的な努力と個々の調停委員あるいは裁判官の努力で何とかこなしているという感じではあります。
- 民事調停の中で調停成立になる割合はどのくらいでしょうか。もしそれが高かったら、それも併せて広報すれば、こんな簡単で迅速で費用も安くというような広報ができるのかなと思っております。
- 民事調停の成立率については、平成29年度は、佐賀全体の割合としては33.5%で、佐賀全体の調停の終了総計が182件、そのうち調停が成立したものが61件になります。先ほど説明しました調停に代わる決定を積極的に活用してまして、182件中68件が調停に代わる決定で終了してお

り、割合にすると37.4%になります。佐賀全体として見たときに解決率は、7割程度という状況になっています。

- 家事調停については、佐賀家裁全体で昨年度終了した件数は791件で、そのうち調停が成立した件数は391件、成立率の割合としては49.4%、約半分弱が調停成立で終了しているということになります。そのほか民事調停の調停に代わる決定と同じように、家事調停には調停に代わる審判というものがあり、それが48件、6%になります。また、調停に代わる審判に似た手続として合意に相当する審判というものがありますが、それが13件で1.6%。これらを合計した解決率は全体で57.1%になっています。
- 6, 7割くらいは解決するという事なので比較的有用な紛争解決手段ではないかと思っております。最後に法律家委員の方から感想でも結構ですけどもいかがでしょうか。
- 簡裁の民事調停については、あまり使われていないということですが、おそらく詳しく知られていないということと、もう一つは簡易迅速ではあるんですが、市民感覚では時間がかかるということが原因と考えています。平日の昼間に3時間ぐらい時間をとられるというのが支障になっているかと思えます。制度としては、将来的ではありますが、電話による調停とか、いまスマホとか発達していますので、そういった形になっていかないと民事調停が活発に使われていくには弊害があるのかなと思います。また、家事事件である程度数字が上がっている離婚にはいわゆる調停前置主義というものがあったり離婚調停しないと裁判ができません。民事裁判は調停をしなくてもすぐ裁判ができるものですから、我々としては調停で時間がかかるよりは民事訴訟をやりましょうよと説明することが多いので、そういった意味でも制度的に件数が増えるためには相当な改革がいるのかなという気がしています。
- 家事事件の調停を利用することが多いのですが、先ほど家事調停手続きの概要とか第一回調停期日のビデオとかを見せていただけてすごくわかりやす

く、これを利用される方がみられるとすごく理解に役立つのかなと思います。というのは、調停を利用された後にも相談に来られる方もいらっしゃいますが、どういう立場の方がいるのかわからないままに進められてきたという話をされたことがありましたので、画面で見るとというのは言葉でいわれるよりも理解ができるため、このビデオが利用される方の目に留まればいいなというのを思いました。

□ 貴重なご意見をどうもありがとうございました。広報を含めて調停制度の充実のために参考にさせていただきたいと思います。

5 次回の予定

(1) 日程

平成30年11月20日（火）午後1時30分から（地裁委員会，家裁委員会合同開催）

(2) 意見交換テーマ

「裁判所における障がい者配慮について」（仮題）